

ID: 28

担当部署: 生涯学習課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	高根沢町公民館条例 第11条(指定管理者条例第7条第2項において読み替える場合に限る。)		
例規番号	平成3年条例第27号		
【基準】			
第11条及び高根沢町公民館運営規則第9条の規定による。 (利用料金の減免)			
第11条 指定管理者は、教育委員会が定める特別な理由があるときは、利用料金の全部又は一部を免除することができる。			
(利用料金の減免)			
第9条 条例第11条の規定により、利用料金を減額し、又は免除することができる場合は、次の各号に掲げる場合とし、当該各号に定める減免を行うものとする。			
(1) 公民館の事業として行われる各種学級及び講座の延長として自主的に行う学習会及びこれに類する学習活動で組織的に継続して行われるもの 免除			
(2) 社会教育法第10条に規定する社会教育関係団体が社会教育に関する事業を行う場合 免除			
(3) 前2号に掲げるもののほか、住民の実際生活に即する教育、学術及び文化の振興に寄与すると認められる場合 免除			
(4) 公共的団体が公共的な利用に使用する場合 免除			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日